

景品表示法検討会  
第8回 議事録

消費者庁

景品表示法検討会事務局

## 第8回 景品表示法検討会

1. 日 時：令和4年11月9日（水）10：00～12：03

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題：

- ・事務局からの説明（関係者等ヒアリングにおいて出された御意見及び今後の方向性（案）について）
- ・意見交換

4. 出席者

（委員）中川委員（座長）、大屋委員、沖野委員、小畑委員、川村委員、白石委員、古川委員、増田委員

（消費者庁）真淵審議官、南表示対策課長、片岡消費者制度課企画官ほか

（オブザーバー）公正取引委員会、全国知事会、独立行政法人国民生活センター

5. 配布資料

資料 関係者等ヒアリングにおいて出された御意見及び今後の検討の方向性（案）

○事務局 それでは、定刻になりましたので、第8回景品表示法検討会を開催いたします。

本日は、委員・オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしておりますので、まずは皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様の御名前を順番にお呼びいたします。画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにして御返事いただき、その後再度マイクをオフにさせていただきますでしょうか。

(各委員の接続状況を確認)

ありがとうございます。確認がとれました。なお、本日は、沖野委員が遅れての御出席との連絡を頂戴しております。

続きまして、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、オブザーバーの皆様は、マイクだけでなく、カメラについても常時オフに設定をお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと存じます。中川座長、この後の議事進行をよろしくをお願いいたします。

○中川座長 中川でございます、おはようございます。本日は御多忙のところ、各委員に御参集をいただきありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

まずは、本日使用する資料の確認をいたします。事務局からお願いいたします。

○事務局 本日の資料について確認させていただきます。

まず1枚目、「議事次第」がございます。続きまして、

資料といたしまして、「関係者等ヒアリングにおいて出された御意見及び今後の検討の方向性(案)」がございます。以上でございます。

○中川座長 では、本日の議題に入りたいと思います。

事務局から資料に基づき説明をいただき、その後、論点ごとに各委員との意見交換をさせていただこうと考えております。

では最初に、事務局から資料に基づき説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料の御説明をいたします。資料を御覧ください。

こちらの資料で、これまで第5回から第7回までの関係者等ヒアリングにおいて出された御意見及びそれらの御意見を受けて記載いたしました今後の検討の方向性(案)について、論点ごとに整理をしていますので御説明をさせていただきます。それでは早速、中身に入らせていただきます。

まず1ページ目、「事業者の自主的な取組の促進(確約手続の導入)」でございます。こちらについては、おおむね御賛同の御意見が多かったというふうに理解をしております。

少し細かいところを御紹介いたしますと、1ページ目の下のところ、基準の明確化等とございますけれども、違反歴の有無であるとか、コンプライアンス対策整備であるとか、こういった色々な要素を踏まえて基準を考えていくべきではないかという御指摘をいただいております。また、2ページ目のところでございますけれども、上から2つ目の返金についてでございますけれども、ぜひ確約の中に盛り込んでいただきたいという御意見と、逆に必須事項とすることに反対いたしますという御意見を頂戴しているところでございます。

これらを踏まえまして、3ページ目でございますけれども、検討の方向性(案)といたしまして、事業者の自主的な取り組みを促進するため、確約手続を導入してはどうか。ただし、導入にあたっての検討事項といたしまして、独禁法の確約手続に関する方針を参考にしながら、対象となる事案ですとか、返金措置の位置づけ、公表、履行されなかった場合の対応等を明確化する必要があるのではないか、ということに記載させていただいております。

次のページは御参考までに、独禁法の確約手続のフロー図を掲載させていただいております。下のところで、少し細かい字になりますけれども、確約手続に関する対応方針というものを公正取引委員会のほうで出されておりますけれども、この中で手続の流れですとか対象について、具体的な考え方を明らかにされていると承知をしております。

次は5ページ目、「返金措置の促進」でございます。こちらについても、電子マネー等の活用について、基本的に賛同の御意見をいただいているというふうに理解をしております。

その下、留意点等のところでございますけれども、上のほうで返金措置を柔軟

化することによって、特定の事業者でしか使えないようなポイントが付与されるといったことで、事業者の囲い込みに利用されないように、相当広範囲な事業者利用されるポイントである必要があるのではないかという御指摘を頂戴しております。

これらを踏まえまして、6 ページ目でございますけれども、検討の方向性(案)といたしまして、返金措置について、多様な案件がございますので、一律の義務化というのは困難ではないかというふうに書いておりますけれども、自主的な返金を促進するため、電子マネー等の金銭以外の支払い手段を可能としてはどうか。ただし、導入にあたっての検討事項といたしまして、消費者保護の観点から、現金と同様の価値代替性を有する決済手段に限定する必要があるのではないか、ということに記載させていただいております。

次のページから2 ページにわたりまして、現行の返金措置の流れについて、御参考までに図を掲載させていただいております。

そして9 ページ目でございます。「違反行為に対する抑止力の強化」という論点でございます。こちらについては、一番上のところで課徴金の料率を引き上げるべきではないかという御意見。その下、2 つ目でございますけれども、違反行為を繰り返すような事業者に対して、割り増してはどうかという御意見。一つ飛ばしまして、裾切額の廃止といったことも検討すべきではないかという御意見。最後のところで、算定期間の見直しとか、推計規定を整備してはどうか、こういった御意見を頂戴しているところでございます。

次のページで少し各論的なところも記載させていただいておりますけれども、一番上のところで、会社の法人を変えるなどして、繰り返し違反を行う悪質な事業者もいるので、そういったところには措置命令の文面を工夫などして、グループ内会社とか、新たに設立した会社でも適応し得るような不作為命令としてはどうかという御意見を頂戴しております。一つ飛ばしまして、3 つ目のところでございますけれども、業務停止等のより強力な行政上の措置を検討してはどうかという御意見を頂戴しております。

次のページで検討の方向性(案)として、4 つの○に記載させていただいております。1 つ目の○のところですが、これは法制化を想定しているような

内容でございますけれども、①といたしまして、抑止力を強化するために、一定期間内に違反行為を繰り返す事業者には、より高い算定率を用いる規定を設けてはどうか。②といたしまして、課徴金の計算の基礎となるような事実を把握できない場合に備えて、推計規定を整備してはどうか、ということに記載させていただいております。2つ目の○は、名称を変えて違反を行うような悪質な事業者に対応すべきという御指摘を頂戴しているところでございますけれども、実質的な違反行為者と目されるような自然人に景表法上の供給主体性、表示主体性が認められるのであれば、そのような者を措置命令および課徴金納付命令の対象とするというような運用上の工夫をしてはどうか、ということに記載させていただいております。3つ目の○は、業務停止等を検討してはどうかという御指摘に対応するところでございますけれども、景品表示法は取引に関連する不当な表示による顧客の誘因を防止するということを目的としておりますので、表示自体を差し止めるとか、そういった措置を現在取っているわけでございますけれども、業務そのものを停止するということは難しいのではないかと、ただ、措置命令の内容については、未然防止の観点からなんらか工夫できないかということに記載させていただいております。最後の○は、算定率の引き上げとか、裾切り額の変更を検討してはどうかという御指摘に対応するところでございます。こちらにつきましては、平成26年に課徴金制度を導入したときには、メニュー偽装表示とか、大きな社会的事件があつて、抑止力を強化するために導入したところでございますけれども、これまでのところ、算定率の引き上げ、裾切り額の変更を必要とするような大きな社会的事件は生じていないのではないかと、ということに記載させていただいております。

最後の論点に関連しましては次のページに参考として記載させていただいております。課徴金制度導入後のデータをお示ししております。平成28年の施行後、昨年度末までの事件を対象として集計したデータでございます。いずれも中央値でございますけれども、営業利益率は3.4%、売上額は約6200万円となっております。営業利益は課徴金に対応するところでございまして、売上額のほうは、裾切り額に対応する売上額は5000万円でございますので、いずれも、現在の値から大きな変化はないのではないかと、いうところでございます。次の

ページとさらにその次のページで推計規定と繰り返し違反の規定につきまして、独禁法と金商法の参考規定を掲載しております。

次に、15ページ目、「国際化への対応（海外等に所在する事業者への執行の在り方など）」についての論点でございます。こちらにつきましては、命令書を送達する規定を整備してはどうか、あるいは、海外当局に対する情報提供規定を整備してはどうかということで、御賛同の意見があったということでございまして、検討の方向性（案）でございますけれども、国際的な不当表示事案に対処するため、措置命令書の送達規定および海外当局に対する情報提供の規定を整備してはどうかということをご記載させていただいております。

次のページ、御参考といたしまして、現行の特商法に、送達に関する規定と外国執行当局への情報提供規定がございますので、掲載をさせていただいております。

次、17ページ目でございます。こちら、「買取りサービスに係る考え方の整理」という論点でございます。こちらにつきましては、買取りサービスについて考え方を整理してはどうかという御意見があったというふうに認識をしております。

次のページ、18ページ目でございますけれども、検討の方向性（案）といたしまして、買取りサービスが自己の供給する商品または役務の取引に含まれることを明確化するため、運用基準の記載を見直してはどうか、ということをご記載させていただいております。

次のページ、19ページ目でございますけれども、運用基準の記載について御参考までに掲載をしております。この下のところ、3の(4)というところがございますけれども、「自己が商品等の供給を受ける取引（例えば、古本の買入れ）は、「取引」に含まれない。」という記載がございます。

次のページ、20ページ目でございますけれども、こちらは、昭和37年に景表法が最初に制定されたときの逐条解説でございます。こちらのほうで、例えば、上のほうが景品類でございますけれども、自己が商品を提供される取引、これは「法律の規制外である。」、あるいは下のところで、表示に関する記載がございますけれども、商品または役務の購入に関するものは「除かれる。」、こういった記

載がございます。

次、21ページ目でございます。こちらは、「適格消費者団体との連携」についての論点でございます。まず一番上のところでございますけれども、景表法に基づく処分がされた事案について、消費者庁が特定適格消費者団体に対して情報提供できる制度を設けてはどうか、という御提案をいただいております。その下、2つ目のところは、調査開始に至らなかった情報について、適格消費者団体に提供するようなスキームも考えられるのではないかと、という御指摘。3つ目は、広くということだと思いますけれども、行政機関から適格消費者団体に対する情報提供を可能とする制度を導入すべきという御意見を頂戴しているところでございます。

検討の方向性（案）でございますけれども、1つ目の御提案に対応するところでございますけれども、特定適格消費者団体と連携を進めるため、消費者裁判手続特例法第91条に景品表示法を加えてはどうか、ということに記載させていただいております。

次のページ、22ページ目でございますけれども、検討の方向性（案）に関連いたしまして、現行の裁判特例法の第91条を掲載しております。現状ですと、特商法と預託法について、処分に関して作成した書類を提供することができる、と規定されているところでございます。

続きまして23ページ目でございます。「法執行における他の制度との連携」という論点でございます。上のほうで、悪質性の高い事業者とか、実質的な指示役を担っていた個人に対して特商法の適用を行うべき、さらに、景表法で処分をした者について、民事効につなげていくような制度を創設してはどうかという御提案をいただいております。あと、その下のところ、執行力の強化について、他の関連する制度も参考にして検討してはどうか、という御提案をいただいているところでございます。

検討の方向性（案）でございますけれども、景品表示法は、事業者を規制対象として措置を取っておりますけれども、特商法は、事業者のみではなくて、役員・使用人に対しても業務禁止命令をすることもできますので、個々の問題のある表示の実態を踏まえた上で、両法律による適切かつ有効な法執行が必要ではな



いか、ということに記載させていただいております。

続きまして24ページ目でございます。こちらは、「都道府県との連携」という論点でございます。上のほうから、消費生活センターからの情報の収集とか、集約のためのネットワーク整備が重要ではないかという御指摘。2つ目は、合理的根拠提出要求権限は都道府県でも行使されているかと思えますけれども、専門性が高いので、消費者庁から支援が必要ではないかという御指摘。3つ目は、都道府県におかれましては、他の行政機関と連携して良い取り組みを進められているという事例もあるということなので、ベストプラクティスを紹介してはどうかという御提案をいただいているところでございます。

下の検討の方向性(案)のところでございますけれども、都道府県の景表法執行事務は自治事務でございますので、私どもとは対等の立場でやっていくということかと思えますけれども、現在も、消費者庁において、年2回ほどブロック会議というのを開催して、都道府県の担当者の方も御参加いただいて、いろんな事例を共有させていただいたり、あるいは個別事案につきましても、都道府県の御担当者から色々御相談をお受けして対応を行っているところでございます。引き続き、こういった取り組みを通じて、都道府県との連携を深めていくこととしてはどうか、ということに記載させていただいております。

25ページ目、「課徴金の対象の拡大」という論点でございます。こちらについては、5条3号、指定告示も課徴金の対象としてはどうか、という御意見を頂戴しております。

検討の方向性(案)でございますけれども、第5条3号は優良誤認、有利誤認の補完的規程として、これまで位置づけられてきたところでございまして、その違反事例を見ましても、課徴金制度導入後も依然として低い水準で推移している。したがって、現段階においては、課徴金の対象とする具体的な必要性は認められないのではないか、ということに記載させていただいております。

こちらに関連いたしまして参考資料を掲載しております。26ページでございますけれども、平成26年に課徴金が導入された際に消費者委員会から出されていた答申でございます。下のところでございますけれども、指定告示に係る表示について、予防的観点から政策的に措置命令の対象とされたもので、案

件数が比較的少ないこともあり、現状においてこれを対象とする必要はない、と当時整理されたところでございます。次のページで3号の違反件数の推移についてお示ししております。平成26年には課徴金制度を導入する法改正が成立しておりますけれども、その前後にわたりまして、3号は棒グラフの灰色のところでございますけれども、一貫して少ない件数で推移しております。下のところで、改正前後の3号の件数の割合をお示ししておりますけれども、改正前は6%でございましたけれども、改正後は4%ということで、引き続き低い割合で推移しているというところでございます。課徴金の対象の拡大については以上でございます。

次、28ページ目、「刑事罰の活用」でございます。こちらについては、必ずしもこれまで活発に御議論いただいていたわけではないと思っておりますけれども、直罰規定の導入に賛成するという御意見を頂戴しているところでございます。

検討の方向性(案)でございますけれども、他法令の表示規制における行政措置と罰則規定の関係なども参照して、直罰規定の導入について検討を進めてはどうかということをご記載させていただいております。

次のページ以降、御参考となる事案等をお示ししております。29ページ目でございますけれども、こちらは悪質な事案の例を3つ掲載させていただいております。1つ目、優良誤認でございますけれども、サプリメントで一定の効果を得られるかのように表示をしていたけれども、調べてみるとまったく資料は有していなかったという事案でございます。2つ目、優良誤認でございますけれども、こちらは中古自動車の事案で、修復歴なしと言っていたけれども、実際は、車体の骨格部分に損傷が生じていた、あるいは、走行距離が掲載されていて、8万キロとかというふうに表示していたけれども、実際は十何万キロとかであったという事案でございます。3つ目は、有利誤認の事例でございますけれども、住宅リフォーム工事で「当社通常価格」というのを表示して、そこから〇割引きというようなことを言っていたわけでございますけれども、実際は、当社通常価格と称していた価格というのは、提供された実績のないものであったという事案でございます。いずれも、詐欺に近いような悪質な事案でございます。

次のページは、他法令で罰則を設けられている例をお示ししております。薬機

法、宅建業法、特商法、旅行業法と4つ記載しております。右側のほうに罰則を記載しております。おそらく、保護法益の違いで少しバリエーションがあるのかというところがございますけれども、薬機法と宅建業法は懲役も設けられておりますけれども、特商法と旅行業法であれば100万円、あるいは30万円という罰金のみが設けられているということでございます。

続きまして31ページ目、「デジタル表示の保存義務」という論点でございます。こちらについては、ログの保存義務などを設けてはどうかという御意見があった一方で、通販協会さんから、ログは広告主には公開されない情報であるし、日々更新される広告をすべて保存することは不可能ではないか、という御指摘を頂戴しているところでございます。

検討の方向性(案)のところでございますけれども、表示一般については、保存義務というのはないわけでございますけれども、デジタル表示だけについて、一般的に一律に保存義務を課すというのは、必要性の合理的な説明について検討が必要であり、また、現実的に、事業者の負担が大きいということが想定され、慎重な検討が必要ではないか、ということに記載させていただいております。

次、32ページ目、「不実証広告に関する民事訴訟における立証責任等」という論点でございます。いくつか記載させていただいておりますけれども、1つ目は、立証責任を転換する規定を設けてはどうかという御指摘。2つ目は、差止権限の拡張の検討をしてはどうかという御指摘。3つ目は、一定の要件の下、適格消費者団体が事業者に対して表示の裏付けとなる根拠の開示を要請する手続を導入してはどうかという御提案をいただいております。

これに対して、反対意見といたしましては、乱発されるのではないかという御懸念ですとか、あるいは、セキュリティの状況が不明な団体に、事業者の秘密が渡るということは心配であるという御指摘を頂戴しているところでございます。

検討の方向性(案)のところでございますけれども、適格消費者団体がその役割を果たすために、事業者に対して、根拠の開示を要請できることとする措置について検討を進めてはどうか、他方、民事訴訟での立証責任の分配の変更までは必要ないのではないか、ということに記載させていただいております。

次のページ、33ページ目は、先ほどの方向性(案)の上のほうで書いたとこ

ろの御参考でございますけれども、先の通常国会で成立しました消費者契約法の改正でございます。こちらのほうで、損害賠償額の予定条項等について、相当な理由があるときには、適格消費者団体から事業者に対して算定根拠を説明するよう要請することができるという規定が新たに導入されているところでございます。

次、34ページ目、「供給要件」に関する論点でございます。実質的な経済的利益を得ている者であるとか、あるいはアフィリエイトとか媒体社、こういったものを規制対象とするよう検討してはどうか、という御提案をいただいているところでございます。

これに対して、留意点等のところで色々書かせていただいておりますけれども、例えば、制定時には広告媒体を運営する事業者を違反行為者としないために供給要件を設けたという説明はされているとか、あるいは、3つ目のところで、アフィリエイトとか、ネット広告代理店とか、デジタルプラットフォーマー、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、こういったところも広く議論の対象とする必要があるのではないか、という御指摘を頂戴しているところでございます。

検討の方向性（案）でございますけれども、現状においては、広告主に対して行政処分を行う、あるいは、アフィリエイトについては、管理上の措置といったところも新たに取られることになったと思っておりますけれども、こういったことを行うことによって、不当表示を排除していくことは十分可能なのではないかと、早急に対応すべきであるというまでの立法事実は認められないのではないかと、ということに記載させていただいております。

次のページは、本年の2月におまとめいただいたアフィリエイト広告に関する検討会報告書を御参考までに掲載させていただいております。中程のところ、アフィリエイトサービスプロバイダーとかアフィリエイト、こういったものを責任主体として位置づけすべきという考え方もあり得るところ、萎縮効果であるとか、アフィリエイト広告市場全体の縮小を招く可能性もあって、また、広く様々な業態についても規制対象となり得ることから慎重に検討する必要がある、というふうに整理されたものだと理解をしております。

次のページ、36ページ目でございますけれども、景表法制定時の国会の会議

録で、広告業界なり新聞業界の活動を規制しないという整理をしたという説明がされているところでございます。

37ページ、「ダークパターン」という論点でございます。

留意点等でございますけれども、現行法の優良誤認表示とか有利誤認表示、こういったものを構成できるものが存在するのではないかという御指摘をいただいているところでございます。

検討の方向性（案）でございますけれども、こちら、OECD等でも色々御議論が進行しているというふうに理解しておりますけれども、未だ国際的な定義も不明確なところでございまして、今後の国際的な議論状況とか、理論的な研究の深まり等を注視していくこととしてはどうか、ということに記載させていただいております。

最後、38ページ目と39ページ目でございますけれども、こちらは、前のほうの論点では分類できなかった、その他の論点を3つお示ししております。1つ目は、打消し表示の懈怠または不足についても新たな明文規定を設けてはどうかという御提案。2つ目はSDGsといった公益的観点からの不当表示について、新たな指定告示事項として取り込んでどうかという御意見。3つ目として、景品・懸賞の定義を再検討してはどうかという御意見をいただいております。

39ページにおきまして、それらについて、検討の方向性（案）に記載させていただいております。1つ目、いわゆる打消し表示につきましては、打消し表示を含めた表示全体から景表法上問題があるかどうかということ判断することになるわけございまして、優良誤認表示、あるいは有利誤認表示から切り離して規定を設けるというのは難しいのではないかと書かせていただいております。2点目のSDGs等に関する表示でございますけれども、商品情報に関する表示だということでございますので、それであれば、現行の優良誤認表示等として対応することはできるのではないかと記載させていただいております。3点目、景品・懸賞の定義の再検討というところでございますけれども、規定を設けられて長期間経っているというところはあるかと思っておりますけれども、再検討が必要となるような具体的な必要性があるかどうかについては、引き続き注視していくこととしてはどうかということに記載させていただ

いております。

かなり駆け足でございますが、資料については以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。景品表示法に関して、かなり網羅的に論点を抽出していただいたのではないかと思います。多分、なかなかこれ以外には、もうないのではないかとというぐらい網羅的に整理していただいたと思います。そして、この検討会が始まった当初は、12月までに、年内にとりまとめができる範囲でやるということではありましたけれども、今の御紹介いただきましたほぼすべて、一定の結論、方向性は出している。中期的課題として先送りにするのは、最後のダークパターンと、それから景品・懸賞の定義という、元々、直接的にここで対象とはあまり想定していなかったものでありますので、その意味ではかなり方向性まで、今のところは、事務局の原案としては得られているのではないかと御整理でした。

それでは論点ごとに意見交換に移りたいと思います。

まずは、資料の1ページから4ページですけれども、「事業者の自主的な取り組みの促進（確約手続の導入）」について、質疑応答をしたいと思います。御発言されたい方は挙手機能でお知らせください。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 増田でございます、御説明ありがとうございます。確約手続における事業者名の公表についてなのですけれども、積極的に返金をするというのを公表するということは、必ずしも事業者にとって制裁とはならず、結果的には事業者に対する評価ということにもつながるのではないかとというふうにも考えております。確かに、一時は評判が落ちるという可能性は否定できませんけれども、それは当然のこととして引き受けていただき、元々適切な事業を行っているということであれば、その一つの問題に対して、真摯に対応するという姿勢については、消費者は必ず評価すると思います。これまでもそのようなことで、ちゃんと元通りになってきた事業者というのはたくさんあると思います。また、公表しなければ返金作業が進まないのではないかと、というふうにも考えております。

もう1点、自主的返金についてですけれども、確約手続の場合に、自主的返金を義務化するというのが難しいということが指摘ございましたけれども、返金の必要がない確約手続とか、返金ができない確約手続というのは、具体的にどの

ようなケースなのかというのがちょっとわかりにくいかなと思います。返金が必要な事案であるにも関わらず、返金できないとか、返金が望めない場合というのは、措置命令が妥当なのではないかなというふうに思うのですが、具体的に私がイメージできないでおりますので、そこを教えていただければと思います。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。個別の事案によるとは思いますが。2点目のほうが返金ですね。自主返金と、それから自主返金ができない場合に、しないというものでも確約になり得るのかと。それはどんな場面が考えられるかというのが、事務局に対する質問ですね。

それから最初、1点目の公表は、事業者側ということになりますかね。公表されても良いのではないかということですが、これは小畑委員でしょうか、突然ですが。そのような御意見をいただきまして、それについてどうお考えかということ、あとで御回答いただければ幸いです。では、先に事務局からお願いします。

○事務局 御質問ありがとうございます。まだ当然、検討の方向性ということで、まだ制度も出来上がっておりませんので、どういう要件になるとかいうところは不明でございますので、確たることは申し上げにくいということは御理解いただければと思いますが、一般的に、景表法の違反行為者、どういう人なのかというと、もちろん、小売業者が、供給主体性があり、表示をしたということで違反行為者となることもあります。メーカーの方だって、供給していると、そのメーカーの表示に不当表示があれば措置命令の対象となることはあるのですが、メーカーがまったく消費者と取引をしていないということになりますと、理論的には返金はできないのではないかと、ということは考えられるところでございます。あとはやはり現実問題、不特定多数の方に販売しているときに、捕捉できませんなどということも実態としてあるのではないかなと感じております。

いずれにしても、個別事件の事情ごとにとということになりますので、イメージを抱いていただくとすれば、少なくとも今申し上げている2つのことが、現時点でちょっと多少思いつきのようなところもございますが、お答えできるかと思っております。ありがとうございます。

○中川座長 小畑委員、もしよろしければ御発言いただければありがたいです。

○小畑委員 ありがとうございます。確約を導入して、確約に則って処理をした場合、公表するかどうかについては、もちろんレピュテーションリスクを懸念する企業の声というのはございます。そういうことで、ここのところも、今後、確約手続の導入に向けて、制度をしっかりと仕組みでいくときに、その取扱いについて、どういうふうにするのか、公表する場合もあれば公表しない場合もある、という建付けにするのか、必ず公表するという建付けにするのか、そういったところも制度の詳細設計において、さらに御検討いただければと思います。

せっかく御指名いただいたので、他の確約のところについて申し上げてもよろしいでしょうか。

○中川座長 お願いいたします。

○小畑委員 私どもとしても、確約手続の導入自体に異論があるわけではないのですけれども、この制度をせっかく導入するということであれば、その意義を、立法にあたって明確化しておく必要があるというふうに思っておりまして、その点を確認させていただければと思います。

景表法違反の事案の中で、この確約手続は早期に解決を図ると、こういう制度趣旨を常に言われているわけなのですけれども、これまでの景表法違反の事案の中で、解決に至るまで、非常に長期にわたるような事案というのが一体どれだけあったのかというところで、それが非常に短くなるということであれば、導入意義がありますね、ということになると思うのですけれども、そこを一つ確認させていただければと思います。

また、景表法違反事案が、それほど長期にはわたらないで解決されたとしても、確約手続が導入されれば、もっとスピードアップされるのだということがどれくらい見込まれるのかという点についても、消費者庁の見立てを確認させていただければと。この辺が明らかになれば、非常に導入意義があるというふうに判断できるのではないかなと思っております。

それとともに、今後導入に向けて、検討するにあたって、さらに詰めるべき課題として少し申し上げさせていただければと思います。この資料にもありますけれども、独禁法の確約手続では、入札談合とか価格カルテルとか、こういった



もっとも典型的な、悪質であろうと思われる事案については、確約手続の対象外とされているわけなのですけれども、今回景表法を導入するにあたって、確約手続ではダメだと、ちゃんと処分をしなければいけないという事案を括りだして規定するかどうか、この辺のところを検討する必要があるのではないかと思います。

また、確約を導入する以前の問題として、これまでも消費者庁さんの行政指導によって、いろんな事案、適切に処理されているものも多数あると思うのですけれども、そうした行政指導によって対処するもの、それから確約手続に移行するもの、確約手続ではなくて必ず処分をするもの、この辺の切り分けというところも確約手続のガイドラインなりなんなりで、しっかりと規定していく必要があるのではないかということで、その辺の切り分けを明確にしていく必要があるということでございます。

もう1点、先ほど返金のお話がありましたけれども、景表法自体、その法律の目的は、表示を是正するというのが基本的な法の趣旨と理解しておりまして、返金が確約手続に必ず入るということは、少しこの景表法の範囲から外れていくのではないのかなと思うところでありまして、もちろん返金をするということは重要なファクターであるということによく承知をしておりますけれども、確約計画に、必ず返金が入らないとその計画は認められないとか、そういうことではなかろうかと思っております。その意味でも、確約計画の中身については、個別事案に応じて柔軟な対処ができるように、かなり柔軟性をもった規律にしていくということが不可欠ではないかというふうに思っております。以上でございます。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。全部で4点御発言いただいたと思います。最初は、公表する・しない、これは増田委員の御意見に対する御回答でしたが、確約は公表しないことも想定するのかということは確認しておいたほうが良いかもしれません。あとで、現時点での考えがあれば事務局からお願いします。これが1点目ですね。公表する・しない、両方あり得るのかということですね。

2点目が、返金措置の意義の明確化ということで、スピードアップということを具体的にどの程度になるのかという御質問かと思えます。私から横から言わ

せてもらおうと、スピードアップだけではなくて、様々なことができるという柔軟性もあるのだらうと思いますけれども、その辺り、もしよろしければ事務局からお答えいただきたいと思います。

3番目は、独禁法でそうであるように、景表法でも確約手続の対象にしないものはあるのか、あるいはガイドラインで書くのかとか、そういうところまでの御質問だったのかもしれませんが、当然あると思いますけれども、そこもお答えいただければと思います。

それから4番目が、指導とそれから確約の使い分けということでしたかね、指導と確約と措置命令か。その使い分けを、これまたガイドラインで明確化すべきではないかという御指摘であったように思います。これも事務局からお答えいただければと思います。

最後が、返金は確約において必ずしもなくても良いのではないかと、柔軟に、ということでした。これは、先ほど事務局からお答えいただいたと思いますので、それは柔軟にというか、事案に応じて検討するというところで、これについてはもう済んだかなと思います。

今申し上げたことについて、事務局からお願いいたします。

○事務局 御質問ありがとうございます。まず1点目の、調査の処理期間の話でございますが、お手元にあるか恐縮でございますが、第1回のこの検討会で提出させていただきました事務局資料の68ページに、事務処理に要する平均処理日数というのを掲げておまして、例えば、端緒把握から措置命令までであれば322日であるとか、あるいは端緒把握から課徴金調査終了までであれば平均579日であるとか、というふうに書かれております。結局、これは事案によるのですが、なにゆえ措置命令までに時間がかかるかというと、当然、措置命令というのは行政処分でございます。行政処分というのは、事業者の方に不服があれば取消訴訟を提起することができます。国民は裁判をする権利がございますので、当然、事業者はそういう判断をすることもございます。我々としては、当然、裁判になって、この処分は違法である、証拠に基づく事実認定がなされていない、あるいは法解釈が誤っているなどということで、バンバン取り消されてしまっは、これは執行の信頼性が失われてしまうということで、訴訟なのかどうかは

わからずとも、訴訟に耐え得る、すなわち、訴訟になったとしても、我々の処分が適法である、棄却判決が得られるよう証拠収集、および正しい法解釈で措置命令をするということにしております。

したがって、事柄の性質上、どうしても時間がかかるというところがあるのですが、ちょうど今日の事務局資料で、公正取引委員会さんの確約手続の処理図を4ページに掲載しております。この4ページの図を見ますと、通常手続として、公取委が、これは疑いがあるだろうということで調査を開始するのですが、公正取引委員会はまず通知をする、上のほうの青い図でございます。その通知を受けた事業者が、確約計画を自主的に作成し申請する。その認定基準、ここに小さく色々書いていますが、その認定基準を踏まえて公取が認定する。したがって、確約の場合の要件というのは、当然ながら、違反行為に該当する事実があるということの充足ではなくて、事業者が提出した計画が認定基準に合致していること。これを認定、これも行政処分でございます。したがって、この分、スピードが早くできるところが確約の有効性というところかと思えます。したがって、ちょっと質問とずれてしまいますけれども、これまで長く時間がかかったことがあるのですかという御質問でありましたが、総じてやはり、措置命令に至るまでには時間はかかりますという御回答になります。

関連しまして、2つ目の見立てでございますが、措置命令でございましたら違反行為がありますということを経済庁が認定したら、措置命令ができる規定でございますので、行政庁の裁量でできるということになるわけですが、確約の場合は、あくまで事業者の方が通知を受けて、確約計画を作成、申請するという事業者サイドのアクションが必要になってきます。したがって、行政側が通知をしたとしても、いやいや、確約計画なんて作りませんよということになりましたら、この下のほうにあります申請を行わない場合に、したがって、普通の調査に戻るとございまして、我々だけでハンドルできないということで、ちょっとなかなか見立てを申し上げることは、これも事柄の性質上難しいというところは御理解いただければと思います。

それから3つ目、この図のほうで、調査開始という四角の上、※印ですね。御指摘の通り、入札談合、価格カルテル等は対象外とされています。よそ様の法律

ですのであまり詳しくはないのですが、独禁法というのは、行為類型として不当な取引制限、あるいは私的独占、不公正な取引方法というのが、主に禁止規定があると認識しております。他方で、確約の対象として、法律上対象となる禁止行為はすべてであるというふうになっているというふうに聞いております。それを、この下のほうにある参考にある右側の対応方針でもって、こういった入札談合、価格カルテル等は対象外とされておるようですが、こちらは、先ほど申し上げました不当な取引制限という行為類型に該当するものであります。したがって、ある構成要件に該当するもののうち、一部を除外とか、あるいは一定の要件を満たすものが対象とか、そういう仕分けをしているわけではないと理解しております。

一方、景品表示法でございますが、基本的には5条に基づく、5条が禁止する不当表示という行為類型と、あとは4条により、いくつか景品の告示がございまして、4条に基づく告示に関する違反、この2つの行為類型しか基本的にはないということでございますので、不当表示の中でなにか要件を設けて、これは対象、これは対象外ということは、ちょっと制度的に難しいのではないかなという気はしております。

4つ目の切り分けの話は、これはまさに、もしまさに、小畑委員が今おっしゃった通り、制度ができあがったときに、ではどうやって対応していくかと、そういった運用方針で明らかにしていくことになろうかなというところではございます。ただ、行政指導で対応しているから良いのではないかな的なニュアンスも受け取ったのですが、やはり行政指導というのは、あくまで事実上のものがございます。確約のメリットとしては、認定をした以上、行政側もその事件について調査をしてはならないという、ある種の法的義務を課しますので、事業者の方は安心して事業活動を行うことができる。行政指導はある意味、事実上の行為でございますので、そういった法的裏付けはない。まさにその認定でもって、公取自身も調査しないのだよという裏付けを与えるというところが確約のひとつのメリットではないかなと思います。

返金のところは、終わったという話ではございますが、公取のほうでも、いわゆる優越的地位の濫用の場合に、大規模小売業者が、納入業者さんに対して協賛

金を出しなさいみたいなことがあった場合に、確約で処理する場合、協賛金を返しなさいということをおもひも義務化しているわけではないと認識しております。

そういった返金することも有効であるということが位置づけでもって、自主的に返金対応してくれるのであれば、それは確約計画として認めてあげる、そういう運用をされているというふうに認識しておりますので、おそらく、仮に景表法に確約が導入された場合も、そういった位置づけになるのではないかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。小畑委員、いかがでしょうか。

○小畑委員 ありがとうございます。非常に景表法における確約手続導入の意義が明確になったと思います。ありがとうございます。

○中川座長 他いかがでしょうか。他の委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは時間も過ぎておりますので、1点目については以上とさせていただきます。

続きまして、論点の2ですね。「返金措置の促進（電子マネー等の活用）」ということでもありますけれども、5ページから8ページです。この点について御発言を希望される方は挙手機能でお知らせください。

よろしいでしょうか。それでは、この件につきましては、特に異論はないということに進めたいと思います。

論点3ですね。9ページから14ページになりますが、「違反行為に対する抑止力の強化」という論点につきまして、御発言希望の方は挙手機能でお知らせください。小畑委員、お願いいたします。

○小畑委員 何度もすみません。まず、課徴金の割増算定というところでございますけれども、先ほども言及がありましたけれども、第1回の検討会の資料の中で、53ページに同一の事業者が複数回の措置命令を受けている事例というのが2件紹介されているのですけれども、このように、複数回措置命令を受けている事案というのが、過去にどれだけあったのかというところを、まずは教えていただければと思います。割増算定率を導入するということであれば、やはりそれなりに過去の事例が相当積み上がっていないと、なかなか立法事実としてどう

なのかというところもありますので、そのところを明らかにしていただければと思います。それから、課徴金の割増しを導入するという事に仮になったとして、制度の作り込みの中で検討すべきところは、私の理解しているところでは、独禁法の繰り返し事案に対する課徴金の加重というものについては、課徴金納付命令を受けた者がまた課徴金納付命令を受ける事案に対して加重をすることになっている建付けだと理解しておりますけれども、今回、景表法の場合も同様に、課徴金納付命令を繰り返し受けるということがターゲットとなっていると理解して良いのかというところを次にお伺いできればと思います。

これが1つ目の課徴金の加重というところでありまして、もう一つが、役員と自然人への措置命令のところですね。2つ目の提案のところなのですが、資料では11ページの2つ目の○のところなのですが、実質的な違反行為者と目される役員等の自然人に供給主体性や表示主体性が認められる場合というふうに、限定をつけておられるわけなのですが、この意味するところ、法人格否認の法理が適用されるような、そういう事案を念頭に、これはこういう記述がされているのかというところをお伺いできればと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

○中川座長 3点でしょうか。まずは、課徴金の算定率の増についてですね。立法事実と言いますか、どれくらい今まで繰り返し違反する人がいたのかという点と、それからその場合の繰り返しということの意義でしょうね、ターゲットは誰かというところが2点目の御質問であったと思います。3点目の御質問が2番目の○について、実質的違反行為者である自然人というのがどのくらい、これが認められる場合のハードルがどれくらい高いのかと、こういう質問かと思えます。これも事務局からでよろしいでしょうか。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。まず1点目、御指摘のとおり、第1回事務局資料の53ページで、同一事業者が複数回措置命令を受けている事例ということで2つ挙げさせていただいております。積み上げということをおっしゃられたのですが、今回目指しているのは、課徴金の抑止力の強化というところがございます。御案内のとおり、課徴金というのは平成26年の法改正で導入され、かつ施行は平成28年4月以降ということでございますので、正直積み上がっ

ているという事実はないわけですが、ただ事務局としては、繰り返す人はいますよ、ということをお示ししたかったというところでございます。

あと2点目でございます。これも他の法律の立法例を踏まえますと、繰り返しとはなんぞやということをごどのように規定しているかということ、今回の資料の13ページですね。独禁法でありますと、下の7条の3というところになってまして、要は、その事業者が、調査開始日から遡って10年以内に、なにかしらの命令を受けていると。これは独禁法の場合、排除措置命令と課徴金納付命令がございますので、どちらかで良いということになっております（※事務局注：正確には、独占禁止法において排除措置命令は、対象ではありません。訂正させていただきます。）。14ページ、金商法ですと、やはりこちらも、ある事業者が、過去に命令を受けているかどうかということをごございまして、こちらは詳細、よくわかりませんが、遡り5年以内ということになっております。したがって、仮に、景表法にこの繰り返し違反行為に対する割増し、課徴金算定率の割増しを導入するということになれば、おそらく独禁法のような形で、過去10年以内に、措置命令ないしは課徴金納付命令を受けたことがある人、この場合に、割増しの対象になるのではないかなというふうに想定しております。

3つ目の措置命令の話、事業者の認定の話ですが、大前提として、景表法上の事業者というものは、ある意味、経済主体、市場において経済活動をしている主体でありまして、必ずしも法的性格、法人格がなくても事業者になり得ます。したがって、わざわざ法人格の否認などという法理を使わなくても、実態として、その人は会社を作っておりますが、当該事業活動、あとはその表示、さらにはその不当表示の内容、それはその自然人の行為なのです、という評価ができる事実関係にあれば、普通に、その人が景表法上の事業者である、かつ、景表法上の事業者として違反行為をしたのである、という認定をしたこととなりますので、そこはまさに、事実関係次第ということになるかと思っております。以上でございます。

○中川座長 小畑委員、いかがでしょうか。

○小畑委員 ありがとうございます。まず1点目のところは、繰り返し事案がたくさんあるわけではない、ということは明らかになったので、そういう状態の中

で、あえて繰り返し事案を取り上げて、今回、気にする必要があるのかというところについては、疑問があると感じた次第でございます。

また、次の論点の自然人というところでございますけれども、個人事業者とかそういったことはともかくとして、企業として、会社としてやっている場合に、通常行っている事業活動の中で、役員の責任が景表法違反でいきなり問われるということがあるのかどうかというところが非常に気になっているところで、それは個別事案によりますね、というところはそうかもしれませんけれども、その際に、法人としての責任ではなくて、その背後にいる個人ということになりますと、通常の会社の役員だと、その背後者となるような人は、おそらくいないのだと。余程のことがない限りはない、というふうに理解しておりますけれども、そのところはそういう理解でよろしいかということをご改めお伺いできればと思います。

○事務局 御質問ありがとうございます。まさに御理解のとおりで結構かと思えます。普通の法人企業であれば、包括的な代表権を有する代表取締役が、ある意味、法人と同視できるということにはなろうかと思えますが、代表取締役の方がすべてを仕切っているなどということは、この現代社会においては普通あり得なくて、やはり執行役の方、あるいは従業員の方が、それぞれの会社における自らの立場に応じて仕事をされている。それを景表法上は、事業者の行為として評価するというのでありますので、そういった会社組織として、通常の事業活動をしている主体に対して、突然、社長さんだけが事業者ですなんてことは、そもそもその評価をする事実関係が多分ないと思えますので、日々行われている契約について、いちいち代表取締役の決裁をしているとか、そんなことは想定できなくて、やはり支配人とか、そういった従業員の方が、それぞれ代理権を有して日々取引活動をしているだろうと思えますし、あと、これは商法ですかね、店舗の方の、従業員の方の売買行為は、当然会社の売買行為なのだというような規定もあったかと思えます。なので、御理解のとおりで結構です、という御回答になります。

○小畑委員 ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。小畑委員がイメージされているような



企業の場合、これは適用されないということで御安心くださいということです。

それから、先ほどのやりとりについての確認ですけれども、確約手続をした人が、事業者が、繰り返しやったという場合は、これはカウントされるのでしょうか。

○事務局 少なくとも独禁法の仕組みを前提としますと、あくまでここで言う命令は、課徴金納付命令ですので、確約は処分ではございますが対象外となっております。

○中川座長 そうしますと、その人は2回目やったときは、さすがにもう確約はしてもらえないと、そういうイメージでしょうかね、2回目の違反について。確約をもう1回やりますなどということは、まあ想定できないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 すみません、繰り返し違反と確約は別の話でありまして。

○中川座長 確約は違反かどうかは認定しないからですね、なるほどね。

○事務局 今回の話で、課徴金の算定率の割増しの話であります。

○中川座長 失礼しました。他いかがでしょうか。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 ありがとうございます。一定期間ということと、それから、同一事業者の範囲について気になっているところです。先ほど御紹介いただきました通り、10年とか5年とかという参考例がございました。少なくとも、5年以上にしてほしいと希望しているところです。

また、同一事業者の範囲についてですけれども、例えば、グループ会社であるとか、経済的に非常に密接な関係があるような事業者、それから、代表というか、表示主体性のあるものが同じ会社を見ているとか、そういうところが違反を犯したというようなところも、繰り返しというように判断できるのかどうかというところを教えていただければと思います。

○中川座長 ありがとうございます。これも事務局からですかね。期間と、それから繰り返しの範囲、した人の範囲ですか。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。まず1点目は、もし仮に、この検討会の方向性で、そういう方向でということになれば、法制化ということで、他法令の例も参考にしつつ、景表法の特質も踏まえながら検討していくことになろうかと思

います。

2点目も、これもまだ制度ができておりませんので、確たることは申し上げられませんが、独禁法の条文に鑑みますと、事業者と書いておりますので、基本的には、事業者としての同一性が認められるかどうかという事実関係次第かと思えます。以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

ちょっと気になっているのが、先ほど、小畑委員が立法事実はないのではないかとおっしゃっていましたが、どうでしょうか。繰り返し違反する人はいるでしょというの、特段、立法事実があるようなことではないような気もするのですけれども。今やる必要があるか、と言われればそうかもしれませんが、あまり言い合ってもしょうがないようなところかなと思います。小畑委員、そのような捉え方でよろしいでしょうか。別段進めても良いのではないかという、そういうふうな方向で考えてよろしいでしょうか。

○小畑委員 ありがとうございます。言い合っても仕方ないところなのですが、私どもとしては、事案がそんなにないのに、あえてここで、制度を導入する必要はないというふうに思っていますので、今後、そういう事案が頻発するようなことがあれば、そのときにやるということで充分なのではないかというふうに考えております。

○中川座長 ありがとうございます。この点、特にセコンドをされる委員がいらっしゃるかどうかわかりませんが、どうですかね。いらっしゃらないようであれば意見として承りました、ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。では、そのように取扱いをさせていただきます。

では、次の論点に移りたいと思います。15ページから16ページの「国際化への対応（海外等に所在する事業者への執行の在り方など）」になります。これについて御意見がある方は挙手機能でお知らせください。

よろしいでしょうか。では、これはこのとおりに進めていくという御意見と承りました。

続いて、17ページから20ページの「買取りサービスに係る考え方の整理」です。この点につきまして御意見のある方は挙手機能でお知らせください。大屋委員、お願いします。

○大屋委員 買取りサービスで問題が起きているというのは事実だと思いますので、これを包含する方向に持っていったほうが良いということについては、完全に同意するのですけれども、これはあくまで、特に基礎法学者みたいな理屈屋が言っていることだということでお聞きいただきたいのですが、やはりこれまで明文からするとかなり違和感のある解釈、やや拡大解釈に見えるものを、運用基準の記載見直しで含まれるように明確化するというのは、ややちょっと違和感が禁じ得ないところがあります。これは、もし可能であれば、やはり立法によって直接、買取りサービスについては例外的に含むのだということをも明確化するような形をとるほうが、筋としては良いのではないかなというふうに思うところではありますということです。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。これは基礎法学というよりも、まさに法解釈の問題かと思いますが、現行法で読み取れるのかということですね。そこについていかがでしょうか。沖野委員、お願いします。

○沖野委員 ありがとうございます。これは以前に、確か白石先生から御指摘があって、買取りサービスについては役務の形で構成ができないかという御指摘に対して、いくつかの類型があるのではないかと、多くの物を整理していくようなタイプであれば、単なる購入でない付加的な役務提供として捉えられ、そういったものがいくつかあるだろうというお話をなさっていて、それはそうだと思います。しかし、「高額で買取りします」というような話のものは、結局、単純な購入ではないのか、サービスと言っているのは単に取りに行っているという、そこだけ、訪問に行っているというだけではないかと思われるもののほうが、むしろ問題となっているものは多いのではないかと思います。

そうだとしますと、現行の、今、スライドの20ページを見ておりますけれども、古書の買入などは除外されるということですが、それは、着物になったら別なのとか、どういう点でそれが、今までの説明と整合的なのかということをも説明できないと、非常に恣意的な運用解釈と言われかねないように思われ

ます。従来、なぜ、ここに列挙されているようなものが対象外となっていたのかという、そこが、共通するものがないのか、共通するものがあるけれども当時はこういうことはあまり問題になっていなくて、むしろ、それを悪用するというか、そういうものが増えてきた中で対応が迫られるという、社会的な現実の変化があつて運用を見直すのか、というところをきちんとしないといけないような問題ではないかと。大元は、大屋委員がおっしゃったような、やや条文解釈として無理があるのではないかとこのところの疑義は払拭しておいたほうが良いのではないかと思います。結論として、これを対象にしていくということは異存がございません。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。条文から読み取れるかどうかというのと、それ以前に、この20ページの逐条解説の記載ですね。ここの下のほうですか、「○ 第三章 不当な表示の禁止(71頁)」と書いてあるほうの記載ですね。なぜこの記載が現れたかというのは、これは御説明をいただくことは可能でしょうか。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。なにぶん昭和37年の書物でございますので、若干、憶測も入るところでございますが、今、沖野委員が御指摘の20ページにあります、解説本の下のほうでございます。「「自己の供給する商品又は役務」について行うものに限られるから、商品または役務の購入に関するもの、すなわち従業員募集広告、古書買入れ広告、原料購入のための広告などは除かれる。」というふうになってございます。これと、上のほうの37ページ、条文上は同じ要件でございますので、景品のことについて解説しているものについては、「自己の「供給する」商品または役務の取引に関する場合にのみ規制対象となりうるのであるから、製糸会社のまゆの買付け、乳業会社の集乳などのように、自己が商品を提供される取引に関して景品を提供する行為は、この法律の規制外である。」というふうになっておりますので、そういう意味ではちょっと推測になりますが、Aというサービスないし商品を提供する事業者が、そのAというサービスないし商品を提供するために必要となる原材料等、そういったものを他社から買入れる部分、これは供給に当たらないのです、ということを行っているのではないかと思います。

では、古書買入れ広告は何かというのと、これも昭和37年、私は生まれていませんのでわかりませんが、当時の古本販売というのは、神保町とか、学生街とか、そのような店舗形態、要は、売りに来る人は、学生さんとか教授さんとか、そういった方々ばかりだったのではないかなと。一方で今や、まさに大手の事業者が買入れサービスということで大々的にやられておりますので、まさに沖野委員がおっしゃった、社会状況の変化、経済取引のサービス化の拡大、そういった社会状況の変化ということが、今、言える。だからこそプレゼンでも、買取りサービスでも問題があるのですよ、という話があったかと思しますので、社会状況の変化に応じて、法解釈というのは変わっていくというのが、ある意味当然でございます。刑法ですと、わいせつ概念などというのもやはり、社会状況に応じて変化しているというのは周知の事実でございます。景表法に関しても、もちろん法律に書いてあることはできないわけですが、無理なく読める範囲では、できるようにしたほうが良いのではないかな、と事務局としては考えているところでございます。

○中川座長 ありがとうございます。頭の整理も兼ねてですけれども、この19ページ、20ページで書かれていることは、これは、景表法で規制する対象なのかどうかという話だと考えて良いですね。そうしますと、20ページの下の方の第3章は、今の我々で使っている言葉で言うと、例えば、古書買入れ広告というのは、これはほぼほぼC2Cだというイメージなのですかね。

○事務局 古本屋さんBになると思っていますので、古本さんが、さっき申し上げました学生さんとか先生方から、いらなくなった教科書を買うとか、そんなイメージではないかなと思います。

○中川座長 広告がないということですか、そうでもないですよ。

○事務局 店舗に多分、「古書買入いたします」などの広告はあるのだと思います。ただ、この人の本来のビジネスは古書販売、古本販売ですので。

○中川座長 では、それは入ってもおかしくないわけですね、B2Cとして。

○事務局 そうですね。

○中川座長 原料購入、これはB2Bですよ。

○事務局 上のほうの、製糸会社のまゆの買付、乳業会社の集乳かと思えます。

○中川座長 従業員募集広告も、これも微妙かもしれませんが、顧客とは言えない、ということで表示の対象外ということになるのでしょうか。

○事務局 そもそも、商品・サービスの内容についての表示ですので、従業員募集は商品・サービスの内容についての表示にあたらぬという気はしております。

○中川座長 そうしますと、当時と今で違うのは、古書買入れ広告だけというか、それをビジネスと置いていなかったということでしょうかね。大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員 そこののですが、現在の買取りサービスでも、要するに、大量にあるものを業者さんが出掛けて行って、引き取って、こちらで整理・処分してお金を返します、という形態もあるでしょうし、1点だけだけど、行って引き取ってきますというケースもあるだろうし、これは多分、消費者団体さんからそういう話が出ていたと思うのですけれども、店舗を構えていて、店舗の側に、消費者がものを持って売りに行く、高価で買い取りますよ、と言っているのだけでも、実際は、そうでもないというようなケースも混在していると思うのですね。

これは実は、古書について言うと、昔からそれはそれで、古書店の店頭で1点持って行って、売っているようなケースも当然あったわけですがけれども、典型的には、研究者が死んだケースとか、大量に書籍が発生する。これは、出掛けて行ってまとめて引き取ります、という形態は、昔から古本屋さんはやってきていました。あるいは、1点だけでも、<sup>きこうしょ</sup>稀観書なので来てくださいと言えば、行って引き取るということも形態としてはあったと思います。それがトラブルにならなかったかということ、はっきり言うと昔からトラブルになってきた事案でして、特に今の、研究者とかコレクターが亡くなったあとの大量処分で、どんなに悪いことをやってきた古本屋がいるかというのは、業界では有名な話です。なので、その点では、社会情勢の変化というものはあるとは、私はちょっと思えないのです。なので、やはり条文の解釈として、ストレートな範囲、あるいは、これまで公正取引委員会事務局なんかが言ってきたことを考えると、やはり禁反言に引っかかってしまうのではないかと、というようなことはやめたほうが良いのでは

ないかと思えます。

繰り返し言いますが、結論として、対象にすべきだということについてはまったく異論ありませんので、ここはちゃんと手間をかけたほうが良いのではないですか、という指摘としてお聞きください、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。今のお話、事務局と大屋委員のお話を伺っていますと、古本もそうですが、いわゆるお金持ちが亡くなった後の、いろんなコレクションをしていたやつをどうやって買い叩くかというビジネスですね、あれは、当然、前から規制対象として入っていたのですかね。なぜか古本だけ書いてあるのかですけれども。それとも、昭和37年当時は、それも入らないというイメージだったのですかね。法律の文言がそのまま、行政当局の解釈基準なるものがあるというときにどうするかという、行政法でよくある問題なのですけれども、今のお話を伺っていますと、単純に、古書買入れ広告が入らないというのが間違いだったのではないかという気がするのですけれども。あまり合理的に理解ができないですね、なぜこんなことを書いたのかが。他は、原料購入みたいな広告も、想定しているものが B2B であるとか、従業員がどういうものを想定しているか、先ほど御説明がありましたけれども、これは今でも理解可能なものです。そうすると、端的に、このときの古書の買入という記載が間違っていたという整理に、まずすべきではないかと思うのですが、いかがですか。事務局的に、それはちょっと困るというのがありますか。

○事務局 いや、我々的には、執行においてはまずは法律、法令の条文そのものと、あとは、基本的には最高裁判例ですので、運用基準はあくまで考え方にすぎませんので。しかも、これは昭和37年の逐条解説ですし、形式的な回答になってしまいますけれども、当時の景表法と今の景表法は違うと言えば違いますので、そこは構わないのかな、という感じはしております。

○中川座長 法律は、多少改正はありましたけれども、そのあと消費者庁に移管しましたので。ここの部分の改正はないわけですので、その意味では、法律自体は変わっていないと考えるのだと思いますが、他方で、結局は19ページの上のところはこれ、通達ですよ。ここが間違っていた、という前提で行くかどうかですよ。これを維持したままだとかなり面倒ですけれども、通達が間違ってい

て変更します、ということ自体はなんの問題もないと言いますか、むしろそれは当然やるべき話ですね。それを遡及的に適用しない限りは、信義則違反であるとかそういう問題も起きません。ですので、この通達を否定するということが多分、今回の出発点なんじゃないかなと思います。

それはそれで良いとして、残る問題は、条文から解釈できるかというところですね。つまり、この19ページ、20ページを1回棚上げというか忘れて、卒然と条文から解釈できるかということですが、ここはどうでしょうか。大屋委員からは難しいのではないかという意見が出ましたが。白石委員、お願いいたします。

○白石委員 ありがとうございます。事務局の御説明の御趣旨は、古本屋さんの供給する事業に関係するものとして仕入れというものを位置づけることができるので、供給する事業に関係するものであれば仕入れも含む、ということなのでしょうか。そういう御趣旨のように聞こえましたけれども。

○事務局 要は、製糸会社のまゆの買付けなどと同じではないか、というふうに御理解いただいたということであれば、そのとおりかなという気がします。

○白石委員 古本屋さんが、古本を買いに来た人に供給する事業のための仕入れなので、古本の買入れも、自己の供給する商品・役務について、に含まれるという御趣旨でしょうか。

○事務局 私が申し上げたのは、当時、なぜこれを入れたかというところで、製糸会社のまゆの買付けとか乳業会社の集乳などのように、古書買入れというのも、当時は同じようなものだというふうに考えられていたのではないかと。当時、これを入れた理由というものを御説明したつもりでありました。

○白石委員 私の理解は、この昭和37年の解説は、法律の条文にしっかり沿っていて、購入することは、「供給する」に当たらないので、対象ではないと言っているにすぎないと思います。そうではなくて、「供給する」の中には供給するために仕入れるというものも含むという御趣旨であれば、昭和37年の解説とはもちろん違いますし、大屋委員のおっしゃるように、私もこの条文から読み取るのは難しいのではないかと感じます。今の運用基準は、そもそも取引に含まれない、という非常に筋の悪い説明になっているので、これを削ることで、たくさん買入れる、つまり、買取りサービスを供給するというふうに位置づけること



ができるような事案は対象とする、ということに道を開くということであれば、私はこの資料はそういう趣旨だと思っていたのです。そういう趣旨であれば、理解できるとも思っていたのですけれども、供給するという条文をそのままにして、仕入れることも供給するのうちである、というのは、ちょっと条文の解釈として、私は難しいのではないかと感じておりますし、私はこの昭和37年の解説は全然おかしくない、今でも通用する解説だと思っております。

○中川座長 ちょっと混乱してきましたけれども。川村委員、お願いします。

○川村委員 この通達の読み方なのですけれども、「自己が商品等の供給を受ける取引（例えば、古本の買入れ）」とありまして、ここで言う商品というのは、古本のことを言っている通達だと思うのです。だから、それについての、古本についての品質であるとか、買取りについての条件、これは逆に、それについての表示を消費者側がするような場合というのはちょっと考えにくいのですけれども、そういうような意味にしか私は取れなくて、あくまでも、今言っている古本屋さんとか、あるいは、高価品の買取りのサービスというのは、高価品であるとか古本の供給の話ではなくて、それを買い取りましょう、というサービスをやっているのは事業者側で、それを売りに行くのは消費者であるという形ですから、この通達は通達で、そういうサービスをあまり念頭に置かずに、対抗関係にある古本の買入れというのは関係ないよ、みたいなことで書いてあって、というふうには読めるのです。ですから、ちょっと不十分な書き方ではあるけれども、要するに表示の見方と言いますか、こういう条件で買い取りますよ、というような表示は、まさに自分のところ、買い取り屋さんのほうは、うちのサービスはこんなに良いですよ、だから売りに来てね、というような表示をするのは当然含まれる、というふうには私は、ずっと解釈しているのですけれども。

○中川座長 ありがとうございます。私も多分、そういう読み方をしているのかなと思うのですが、この19ページの通達は、商品だけですかね。「(4) 自己が商品等の供給」で、役務が入ってないですね。だとすると、ちょっと屁理屈かもしれませんが、今は役務の話をしているので、これは関係ないという整理もできるかなと思うのですけれども。大屋委員の手が挙がっていますかね、よろしくお願いします。

○大屋委員　ここで時間を取ってもあれかなとは思うのですけれども、やはりここで想定されているような役務の取引と言うためには、それに対する対価が動いてないといけないだろう、という気がいたします。なので、先ほど出たようにコレクション、大量に残っているものを、が一っと引き取りましたと。それを第三者に売却したところ、この金額になったけれども、そのうち10%はうちの手取りなので、うちのコストなのでそれは抜かしてください、と言ってお金が戻ってくるようなものについて、それは引き取って処分するという役務を提供しているのだ、と言われたら納得いくと思います。しかし、繰り返し言いますが、そうではなくて、今の買取りサービスというのはいたい仕入れなのではないですか、あれという。白石先生の御疑念だと思うのですが、そういう仕入れとみなされるものにまで適用してしまうと、ものすごくいろんなところに拡大してしまうと思うのです。それこそ、先ほど解説で出てきた、原料購入のための広告みたいなものにまで拡大してしまうことになると思うので、やはりそれは、対価性がちゃんとあるのかというところは、限定として入れるべきだというふうには思いました。以上です。

○中川座長　ありがとうございました。今日はあまりこれに時間がかけにくいのですが、他にまだ御意見いただいていない方でなにかございますか。

結論については、おそらく皆さん異論はないと。しかし、現行法で読めるのかというところに帰着すると思いますが、読めるのではないかという御意見と、読めないのではないかという御意見、そして、どうも買取りのビジネスのイメージが違うのかな。今、仕入れとおっしゃいましたけど、それは見方によるのだろうという気もするのですけれども。沖野委員、お願いいたします。

○沖野委員　ありがとうございます。私もきちんと整理されていないのですけれども、買い取りや今の古書は難しいかもしれませんが、なにが本体業務なのかということを考えたときに、仕入れて販売する、まゆにしても、集乳にしても、それはまさに仕入れで、販売すること自体が、本来的な役務だと思うのですけれども、今問題となっているような、とりわけ消費者被害が出ているようなものというのは、実は販売するために仕入れているというよりは、買い取りのところで、やや欺罔的なことをやって、そこで収入を上げるというような、その意

味でどちらが本体なのか。販売業が仕入れをしているのか、以前から川村先生の御指摘だと思いますけれども、まさに買い取りのほう為主で、そこで利益を挙げようとする。もちろんそれは、安く買ったものを高く売れるということが後にあるわけですが、対消費者では、むしろそちらにポイントがあるという性格の違いは出てきているのかなというふうには思います。ただ、性質決定として見たときに、多くの物から整理していく、具体的には大屋先生がおっしゃったような、まさに委託を受けてフィーを取っているというのは役務だと思うのですが、単にそれならこう買います、他にありませんか、と言って、実はすごく安くしか買わなくて、さらに押し買いの的なこともあるかと思いますが、法的な性質として売買以外は難しいのかなと思うところではあります。まとまりがなくて恐縮です。ですから、ある程度のものは、このままでも拾えると思いますけれども、完全に拾えるのかなというのはなお残るようには思います、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。では川村委員、お願いします。

○川村委員 時間がないと思いますので、端的に言います。例えば、前にも言いましたけれども、個人情報や消費者のほうから買い取るみたいなものが、これから出てくると思うのです。一時ちょっと問題になったのがありましたけれども。それが例えば、不動産の仲介なんかでしたら、一般の方に「マンション高く買いますよ。」というような広告をするわけで、あれは入らないのか、という問題ですよね。あれは当然、入れないといけないと思うのですということなんです。

○中川座長 ということで、なんとというか、多分ビジネスのイメージがだいぶ委員間で違っている気がしますので、次回整理してみて、条文から素直に解釈できるか否かというところを確認したいと思います。

すみません、予定した時間がだいぶ遅れておりますが、今の点、という形で次回に繰り延べさせていただきます。

続きまして、「適格消費者団体との連携」で、これが21ページから22ページです。御意見、御発言されたい方は挙手機能でお知らせください。小畑委員、お願いいたします。

○小畑委員 ありがとうございます。この点、端的に申し上げて、今回の検討会

で結論を出すことに反対でございます。昨年、同じ消費者庁さんで開催していた消費者裁判手続特例法ですね、これに関する検討会、私も色々関わらせていただきましたけれども、こちらで同様の議論がありまして、特商法、預託法以外のところに範囲を広げるかと、こういう議論があったわけですが、当時の議論として、処分の発出前の調査段階において、事業者が行政機関に情報提供をするインセンティブが、そういうことをすると減るのではないかということ、それから、特商法等における書類提供の運用状況を踏まえる必要がある、とこういうことで、これは将来的な課題ですねと、そういう整理がされているわけでありまして、そこからほぼ1年ぐらいしか経っていない現段階でも、その状況はまったく変わっていないというふうに思っております、この件については、引き続き検討という整理にさせていただければと思います。以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。沖野委員が御発言希望なのかな、御表情からはそのように見えたが。

○沖野委員 申し訳ございません。私は、消費者裁判手続特例法の際の議論に出たはずなのですが、今、直ちに記憶がなく、どこまでの整理がされたかを確認したいと思いつつ、直ちに確認できなかったのですが、景表法との関係では、対象事案に入れてくるかというところが非常に議論されたということを記憶しているのですが、情報提供の点について、どのくらいの議論がされたかというのをちょっと今把握できておりません。確認させていただきたいと思いつつ、それはそれとして、景表法の側から、さらにこの目的を実現していくために、色々な団体とか、関連するところとの連携も図りながら実現していくということからすると、今回、検討の方向として示された案というのは、充分考えるべきものではないかと思っておりますので、裁判手続特例法の検討会のときに、もう少し考えるということだったという一事で、今は置いておくというのではないほうが良いのではないかと思っております。前提となる検討会の検討状況を確認してこなかったものですから、そこについて何かは申し上げられないのですが、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。特例法の検討会でダメだという結論が

出たなら少し尊重しなければいけないかもしれませんが、他方で、先延ばしというのであれば、まさにここで検討すれば良いのではないかと思うのですけれども。その辺りは調べましょうか。どういう議論だったのか、記憶が曖昧かもしれませんが、それから、特商法の運用法から1年しか経っていないので、運用を見てからという、それもそのときの議論がどうだったかということですかね。これは確認するということにいたしましょう。他はよろしいでしょうか。では、これも次回に確認をするということにします。

続きまして、「法執行における他の制度との連携」、23ページですね。これについて、御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

情報の共有をするということでありませうけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、これで意見がなかった、賛成というふうに取り扱わせていただきます。

続きまして24ページ、「都道府県との連携」でございますが、これについていかがでしょうか。

これも、ぜひやってください、という委員の御意見であるというふうには理解してよろしいでしょうかね。ありがとうございます。

それでは続きまして、「課徴金の対象の拡大」、25ページから27ページ、これについて御意見がある方は挙手機能でお知らせください。

3号の告示を課徴金の対象として、今回は特にしなくても良いのではないか、という案になりますが。増田委員、お願ひいたします。

○増田委員 原産国に関する不当表示がありますけれども、原産国に関しては、以前よりもっと消費者の関心が高いと思います。どこの原産国なのかというところで商品を選ぶという方は、大変多くて、それは、最近の原産国の問題というのがありましたので、消費者が非常に気にしているところだと思います。そこについては、対象とする必要があるのではないかなというふうには私は思っております。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。他に御意見ございますか。沖野委員、お願ひします。

○沖野委員 私も、制度として導入することが、どういうマイナス効果を持つ

かというのが逆に気になります。と申しますのは、今、増田委員もおっしゃったように、非常に関心があるような事項もあり、ここで引いてくださっている白石先生の意見で、なかなか対応が難しいのではないかということですが、それもそういうものが多いということで、件数はそうはなくても、対象とすれば適切な対応が図れるものですか、あるいは、それが導入されることによって、抑止効果があるとかいうようなことが考えられるとすると、制度としては置いておいて抜かないというか、適用事例はそうは多くはないだろうけれども、という態度決定もできるのではないか。また、3号というのが補完的規定ということであるならば、まさに優良誤認、有利誤認では難しいところを捉えるというものであるならば、課徴金納付命令という制度も用意して良いのではないかと思います。裁量的に行使ができるとか、さらには重い制度になるので、3号についてはもう少し要件を付加するとか、工夫の仕方は色々あるのではないかというふうに考えておきまして、そんなに件数がないからいらぬ、ということが本当に良いのかというのが気になっております。以上です。

○中川座長 よろしいでしょうか、ありがとうございます。理論的にはおっしゃるとおりだと思いますけれども、ただそれをすると、今度は課徴金の算定の仕方、私も実は心の中ではそう思っているほうなのですけれども、色々算定の仕方は工夫の余地があるだろうと思います。現行法は一つのパターンに過ぎなくて、もっと色々考えられるという辺りを考えなければいけなくなって、そうすると、この会議の冒頭であまり積み残しはないですね、と言いましたけれども、実質積み残しているのかもしれないですね。12月中、年内には間に合わない、ということでどう整理するかですが、ここでは立法事実がないと言っているのですけれども、それだけではなくて、おっしゃったように、執行力を強くするためには課徴金にするということもあり得るけれども、そうすると、今の課徴金の計算の仕方ではいろいろ使い勝手が悪い。また、裁量的とおっしゃいましたけれども、今は義務型ですので、裁量型も含めて課徴金制度全体の柔軟性と言いますか、あるいは包括性というものを考え直していくという、かなりの大問題になってくると思います。それが、実は本音にあって、こういう書き方になっているのかなという気がするのですけれども。勝手に推測しておりますが。

あともう一つは、これは必ず立法過程では言われることですが、なぜ今なのだという、理屈の上では望ましいとわかっている、なぜ今なのだという、わかったようなわからないような議論をされますので、それも先取りしてこういうふうな書き方をしたのかなと思います。

問題意識は、その意味では、沖野委員、それから増田委員のおっしゃっていることは、背景的には共有されているのかなと想像はするのですが、では今年内にできるかとなると、それは少し作業的に時間がないというところもあるのかなと読み込んでおります。どうですかね、そんな理解でよろしいですか。

○事務局 はい。

○中川座長 そうしますと、これはどうですかね、場合によっては書き方を少し変えるというのでも良いのではないですか。立法事実がないというよりも、これを含めるとするのは立法改正をすれば可能だし、執行力を高めることにもなるけれども、しかし、それに伴って課徴金そのものの在り方を色々と検討しなければならないことも増えてくるので、中期的な課題としてはどうかということになるかというふうに思います。

お二人の委員の意見を踏まえて、このような修正をしてはどうかと提案いたしました。これについて他の委員から御意見はありますでしょうか。古川委員、お願いいたします。

○古川委員 ありがとうございます。私、今、並行して走っているステルスマーケティングの検討会のほうで、具体的な議論については完全には承知していません。それは、問題があるからであって、執行対象にすべきだという方向だと思っております。原産国告示違反とかについて、そもそも措置命令件数は少ないということですが、ステルスマーケティングも新規で導入するので、当然、措置命令件数はないわけですが、しかしその執行ですとか、運用すべき対象として、今、捉えられているわけで、そういうふうに社会的関心が高いものについても、課徴金の対象とすることを検討しなくて良いのかということは申し上げようと思っておりましたので、方向性について異存ございません。

○中川座長 ありがとうございます。まさにその問題がありますね。他いかが

でしょうか。では、そのような形でまとめたいと思います。

続きまして、次の論点が、28ページから30ページの「刑事罰の活用」です。これについて御意見のある方、挙手機能でお知らせください。小畑委員、お願いします。

○小畑委員 度々すみません。刑事罰の活用につきましても、他の論点でも申し上げたこともありますけれども、そもそも刑事罰を導入しなければならないほど悪質な事案がいっぱい生じているのかということですね。それに尽きると思っております、そもそも、これまでは中期的な課題というふうに認識しておったのですけれども、いきなり今日出てきて驚いておるのです。これは、引き続き検討が必要な案件ではないかと思っております。

仮に、刑事罰が必要ということであったとしても、刑事罰が対処すべき悪質性の高い事案というのはなんなのかというところを、十分絞り込む必要があるのではないかと思います。先ほど、冒頭のほうの議論で、景表法違反は、行為類型としては2つしかないのですと、そういうお話がありましたけれども、そういう行為類型として限定されているもの、これら一般に刑事罰をいきなり適用するというのは非常に均衡を失っているのではないかと。刑事罰で対処する必要のないまま、刑事罰の対象となってしまうおそれがあるのではないかと、そういうふうに思うところでございます。

また、そもそも景表法の大元となっております独禁法上の不公正な取引方法の欺瞞的顧客誘因、これについては、そもそも、独禁法上も罰則規定がないと理解しております、親元で罰則がないのに、なんで景表法のほうで罰則をつけるのかということも、今一つ理解できないところでありますので、本件については、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。私から質問をさせていただきますが、29ページの悪質な事案というのは、このようなものは刑事処罰するに値しないという、こういう御理解でしょうか。

○小畑委員 29ページの事案ですけれども、かなり悪質なのかなと、個人的には思うものもあるわけですが、例えば、中古車で修復歴なしという表示ということで、本当にこの中古車事業者が、修復歴はないと認識していたのかもし



れないと。損傷が生じたことがある中古車であったことは確かなのですけれども、修復履歴があったかどうか、本当に知っていたのか知らなかったのかというところは、この文章ではわからないとか、そういったこともありますので、一概にこれが、本当にめっちゃめっちゃ悪質だということについては判断を差し控えたいと思います。

○中川座長 それは事実認定ですからね。他の委員いかがでしょうか。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 反論するようなことになりますけれども。消費生活相談におきましては、このような悪質な事案というのは珍しいことではなく、よく対応するような内容です。特に、修復歴なしというのは、事業者として確認を怠って、知らなかったというのは、確認をすべきところをしていなかったという責任の問題、というのが非常に大きいと思います。ですので、この3つの事例は、非常に詐欺的で、詐欺だと認定することは難しいとは承知しつつ、私どもの立場からすれば、詐欺的に騙されて被害に遭ったというような事例だと思いますので、このような事例については、刑事罰をつけていただくというのは、非常に有効だというふうに考えております、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。他の委員、いかがでしょうか。そうしますと、今、両方の御意見が出ましたが、刑事罰について、小畑委員からは強く反対なのか、それは事案によるだろう、という御反対なのか。であれば反対でもない気もするのですけれども、どう理解すればよろしいでしょうか。

○小畑委員 事案によれば、というところなのですけれども、刑事罰の対象は、これこれであるという、規定をさらに要件を議論して詰めていくと、そういうことなのではないでしょうか。それとも、景表法違反一般について刑事罰を入れると、そういうことなのではないでしょうか。

○中川座長 これはどうでしょうね。多分、優良誤認と有利誤認ということに対して、それを構成要件としてというふうに、そういうことで良いですか。だから、差し当たりは1号、2号限定だろうと。課徴金の対象であるものについて、刑事罰も加わり得るということですよね。そうであれば、あまり反対する理由もないような気がするのですけれども。いかがでしょうか。

○小畑委員 やはり、悪質なものに限定すべきではないかと私は思います。

○中川座長 故意がなければいけないので、そういう意味では悪質とは言えるのではないのでしょうか、故意というところで。川村委員、お手が挙がっていますね、よろしくをお願いします。

○川村委員 故意のところを指摘したかったのが一つと、はっきり言いまして、故意があつて、今の3事例であれば、これは完全に詐欺罪だと思うのです。完全と言いますか、ほぼ詐欺罪だと思います。前にも言ったかもしれませんが、豊田商事の事件のときに、消費者問題をやっておられる方が公取に行ったときに、公取さんが、真っ黒な詐欺は独禁法の対象にならないのだということで取り上げなかったということがあった。取り上げないのであれば、当然、警察のほうに告発するなりなんなりを本来すべきで、詐欺としてやるべきだと思うのです。私も弁護士ですから、あまり刑罰の導入というのは謙抑的にすべきだとは思いますが、それなりに悪質なものは、他省庁、警察なんかと連携して取り締まるということはやってほしいと思っています。

○中川座長 ありがとうございます。詐欺罪に値する事案だけ処断すれば良いから、これはいらぬということなのか、それとも両方あつて良いかという辺りはいかがでしょうか。

○川村委員 立法事実的に難しいなと思うのは、これを故意で全部縛つてしまえば、ほぼ詐欺罪とイコールになるのではないかという気がします。よほど、過失まで入れるなら別ですけども、そこまでするのはどうかと思いますので、あまり、私も消費者サイドの立場としてあれなのですけれども、刑罰の直罰はちょっとどうかなという気がしますね。間接罰ならばともかくとして。

○中川座長 これはどうしますか、これも継続検討ですかね。どうでしょうか。多分、この辺りは、立法過程で関係省庁と調整する中で、当然整理されていくことではあるかと思いますが、ここの検討会でそこまで整理するのが適切かどうかというところはあると思います。むしろここでは、基本的な方向性として、直罰はあり得るという方向なのか、あり得ないという方向なのかと、詐欺罪との関係については、それは立法過程で調整していくと結果としてなくなるということはあるとしても、それは置いておいて、直罰というものはあり得ないか

どうか、それともあり得ると考えるのかというところです。大屋委員、お願いします。

○大屋委員 あり得るという立場ですけれども、詐欺罪よりは弱い、しかし、単純な過失は含まれないという辺りで、例えばですけれども、罰金刑に限定するか、そういう形で差別化できるようなものであれば考えられるのではないかなというぐらいの感じでおります。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。川村委員、お願いします。

○川村委員 付け足しですけれども、不正競争防止法の場合は、誤認惹起行為についても刑事罰がありますので、技術的には可能かとは思いますが、ということをおまじつと付け足しておきます。

○中川座長 ありがとうございます。そうしますと他はどうですかね。そうしますと、方向性としてはあり得るということでまとめて良いかなと思うのですが、もし、今の、この方向で検討するという結論を出すことについて、小畑委員から、もし、やっぱりおかしいと、論理的におかしいということがありましたらお知らせください。差し当たり、今日はそういう方向でまとめたいと思います。

続きまして、どんどん時間がなくなってきましたが、「デジタル表示の保存義務」です。これが31ページでありますけれども、原案として、これはデジタル表示保存義務をかけるのは無理じゃないかと、実質的に無理じゃないかというふうな原案であります。いかがでしょうか。

結局、保存する本人が違反している表示なので、その人に保存させても信用できないのではないかと、もちろん作業的にも大変というのはあるのですが、そもそもあまり意味がないのではないかと、そういう理屈での原案であります。よろしいでしょうか。

これは多分、増田委員、消費者団体からよく出てくる御提案かと思いますが、こういう理由で、違反者にやらせても意味がないのではないかと、そういう理屈で、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、この方向でとりまとめます。

続きまして、「不実証広告に関する民事訴訟における立証責任等」で、これが32ページ、33ページです。これについて御意見がある方はよろしくお願いたします。小畑委員、お願いします。

○小畑委員 時間がないところ申し訳ありません。本件についても、これも中期的な課題ではないかというふうに思っておりましたところですので、これについても、引き続き検討ということにさせていただければと思います。本件、事業者が努力義務を課すということであっても、頻繁にお問い合わせをいただくということになりますと、対応する事業者としても、非常に負担であるということとともに、あまり根拠のないお問い合わせだということでお断りするということになった場合に、逆に、消費者団体さんのほうから、ちゃんと取り合ってもらえなかった、ということを経営者で宣伝されるということになりますと、仮にそれが正しいかどうかは別としましても、企業としては、レピュテーションリスクというものが生じるということでもありますので、この辺、非常にバランスを取っていただきたいというふうに思っております。

今の適格消費者団体が、そんなことはされないとは思いますが、合理的な理由があまりない中で広告が出れば、すべての広告に対して、とりあえず理由を、実証をされているのかというお問い合わせをされて、それに対して答えられなかったらこの事業者は不誠実だと、そういうふうなことをされるということになると、それは困るということでもあります。そういった意味でも、消費者団体側のガバナンスということについても、よくよく御検討いただければと思います。以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。議論の前提として、33ページにある消費者契約法の12条の4の1項ですかね、こういうふうな形で要請することができるという、これを事務局としては想定しているということですよ。ですので、これによると、疑いに足りる相当な理由があるときは、という一応歯止めはかかっていると思うのですが、それでもなお足りない、消費者契約法は緩すぎるという、こういう御主旨でしょうか。

○小畑委員 ありがとうございます。そう書いてあるのですが、企業側としては、まさにここに書いてあるような要件に満たないということで、お答えし

ませんというお断りをして、団体さんのほうでは「いやいや、私たちには理由があるのです。」というふうなことを、そういう見解の相違が生じる可能性もあるというふうに、おそれがあるということでございます。

○中川座長 ありがとうございます。そうしますと、消費者契約法の12条の4の第1項で、なにかトラブルしているかということが一つのポイントになるかと思いますが、もし小畑委員、あるいは事務局でわかるようでしたらお願いしたいのですが、まだ未施行か。そうすると、未施行だからわからないということになるとどうしましょう、難しいですね、さっきも似たような問題がありましたけれども。他の法律で入っているなら良いのではないかとも言えるし。どうでしょうね。他の委員、どなたか御意見ありますか。沖野委員、お願いします。

○沖野委員 あまり新しいことを言えないのですけれども。まさに直近の消費者契約法で、この点は、非常に問題になり、努力義務ではない形で、それから、この立証責任関係では積極否認の特則ですとか、あるいは文書提出命令ですとか、そういうことも考えた上で、また個別の消費者から請求するというような話もあったわけですけれども、最低限の措置として、努力義務の形で、かつ、しっかりとした法律に裏付けがあり、ガバナンスの制度も用意されている適格消費者団体が求める。しかし、それも努力義務の形で、というそういうところに落ち着いたという事情があります。果たして問題となっている事項の性質が、消費者契約法で問題となった事項と大きく違うのかと、非常に懸念がされるような事態であるのかということ、私はその懸念を共有できないでおります。

したがって、現在32ページで示されておりますような、消費者契約法を参考にした形でのものを入れるということは、検討を進めたほうが良いし、本当はそれでは足りないのではないかというふうには、消費者契約法についても思っておるところでございますけれども、そこは、直近の立法でそのあたりの線引きとされたので、それは仕方がないかなと思っておるところです。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 沖野先生がおっしゃる通りだと、同じように考えています。むしろ、拒絶する理由がないのに拒絶するとか、それから、虚偽の情報を提供してくるとかいった場合にどうするのかということのほうに懸念がございまして、そこ

のところも今後検討をしていく必要があるのではないかというふうにも考えております。

○中川座長 ありがとうございます。そうしますとこれは、消費者契約法の立法のところで充分議論した結果、これに落ち着いたと。そして、先ほど沖野委員におっしゃっていただいたとおり、景表法とそれから消費者契約法、特に不実告知と不当表示というのは連続するものが多いですので、同じ対象であろうということからしますと、ここで入れないということは、消費者契約法の検討がおかしかったということにもなりかねませんので、この原案で適切ではないか、というふうなとりまとめにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では原案どおりとさせていただきます。

続きまして、34ページから36ページの「供給要件」に関する部分です。これも、現行法のままで良いのではないか、という結論でありますけども、これについて御意見がある方は挙手機能でお知らせください。

差し当たりこれでやっていこうということですね。では良いというふうに理解をいたしました。

時間がなくなりましたので、「ダークパターン」以降ですね、37ページから39ページにかけて御意見のある方はよろしくお願いいたします。

ダークパターンは中期的にしましようということで、その他、打消し表示とSDGsとは現行法で対応できるということでもあります。景表法も中期的ということですね。よろしいでしょうか。では古川委員お願いします。

○古川委員 時間がないところ申し訳ありません。私、ダークパターンですとかの方向にはまったく異存がなく、景品との関係なのですけれども、先ほどの冒頭で、確約手続のところ、結局、措置命令の対象事案を確約手続の対象にするという話がありまして、そうすると、理論的というか、法律上は景品に関する事案も確約手続の対象になるということになると思うのです。ただ、いかんせん岩本先生からも前回あったように、カード合わせのように全面禁止になっているようなものも、今のところは行政指導で行われているという実情がありまして、これは今後の話であり執行に関する話なのですが、結局、確約手続が入ることによって、景品規制を取り上げていこうという方向になるのか、それとも確約

手続の対象にはなるけれども、特に執行方針は変わらないということなのか、というところがわからなかったので、そこを含めて、もしお話いただけることがあれば教えていただきたいなと思った次第です。

○中川座長 では事務局からお願いします。

○事務局 ありがとうございます。先生おっしゃっていただいたように、まさに今後の仮定の話ではございますが、少なくとも、仮に本検討会で確約を導入したほうが良いのではないかという提言であれば、我々として法制化が進むわけですが、確約手続というのは、あくまで手続の一つでございますので、手続が入ったからなにか実態的なところの執行方針が変わることはないのかなというところが現時点での考えでございます。

○古川委員 ありがとうございます。

○中川座長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

ありがとうございます。このあたりで本日の議論を切り上げたいと思います。

確認ですが、今回出していただいた資料の事務局のとりまとめ、今後の方向性のうち、修正が入る可能性があるのは、買取りサービスの理屈の整理ですね。条文との関係を次回行うということが1点と、21ページの適格消費者団体との連携の、立法過程の整理、91条の議論の内容の確認ですね。それから、書きぶりを変えるというところですね、25ページの事務局案の書きぶりを変えると、この3か所であったかなと思いますが、よろしいですかね。

ありがとうございます。では、そのような修正ないしは追加の資料を加える形で次回の検討をしたいと思えます。詳細が固まりましたら、委員の皆様には御案内をいたします。最後に、今後の日程について、事務局からお願いいたします。

○事務局 次回、第9回でございますけれども、11月30日水曜日13時から開催予定でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○中川座長 本日はお忙しいところ、第8回検討会に御出席いただきありがとうございます。これで第8回の検討会を終了いたします。ありがとうございます。

(了)